

1. 再交付手数料の負担区分

被保険者あるいは被扶養者本人の故意、過失または不注意に起因している場合は被保険者が負担し、それ以外の場合は東電健保が負担します。

なお、主な再交付理由と再交付手数料の負担区分は下表のとおりです。

再交付理由	発生原因	再交付手数料負担区分	
記載事項変更	改姓・改名、被保険者番号変更	健康保険組合	
紛失	置き忘れ	被保険者	
	加入者の故意、過失または不注意による廃棄	被保険者	
	火災等	火の不始末など、加入者の故意、過失または不注意に起因した場合	被保険者
		放火や天災地変など、加入者の故意、過失または不注意ではない場合	健康保険組合
盗難	置き引き、スリ、車上荒らし	被保険者	
	強盗、ひったくり	健康保険組合	
毀損	通常使用時における破損、または記載事項（印字）のかすれ、消滅	健康保険組合	
	転居等による住所記入欄不足	健康保険組合	
	加入者の故意、過失または不注意による記載事項（印字）のかすれ、消滅、破損	被保険者	

2. 再交付手数料

健康保険証 1 枚につき 5 0 0 円

3. 再交付手数料の支払方法

再交付手数料が被保険者の負担となる場合は、以下のいずれかから選択してお支払いいただきます。

- (1) 東電健保の銀行口座へ振込（振込に係る費用は被保険者負担）
- (2) 現金書留により東電健保に送金（送付に係る費用は被保険者負担）
- (3) 定額小為替証書により東電健保に送金（定額小為替証書発行に係る費用や、送付に係る費用は被保険者負担）
- (4) 東電健保へ現金を直接持参（持参に係る費用は被保険者負担）

* 手続きの詳細については、別途お知らせいたします。